様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年　　7月　　4日    　　経済産業大臣　殿  　　（ふりがな）　 まこーかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 　 マコー株式会社  （ふりがな）　 あさい　よしひさ  （法人の場合）代表者の氏名　 浅井　嘉久  住所　　　〒940-2032  新潟県 長岡市 石動町字金輪525番地  法人番号　4110001023456  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX戦略について | | 公表日 | 2023年　　6月　　14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに記載  公表場所：<https://www.macoho.co.jp/company/dx.html>  記載箇所：会社情報／当社におけるDX戦略について  １企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性 | | 記載内容抜粋 | 当社の「中期経営計画2027」においては、「お客様へ最高の価値を提供することで、三方よしの高収益企業となる。」を経営方針として掲げ、当社の目指すべき方向性を明確に設定し、限られたリソースの中でもユニークで競争力ある技術開発型の企業を目指しています。これらの実現のために、全てのデータ資産の共有、活用、統合、変革、そして驚きの提供を目指し、デジタル技術の導入・活用を進め、働き方改革やDX推進による生産性の向上、IoT技術を活用した新たなサービスの提供など、お客様、社員、社会にとって価値ある取組、サービスの実現を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX戦略について | | 公表日 | 2023年　　6月　　14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに記載  公表場所：<https://www.macoho.co.jp/company/dx.html>  記載箇所：会社情報／当社におけるDX戦略について  ２企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な戦略 | | 記載内容抜粋 | 当社のDX戦略  「デジタル技術を活用し、事業のあらゆる面を変革し、様々な革新的な顧客体験創出や生産性向上など、新たな行動変容をサポートできるよう変革します。」  1. MA、SFA、CRMの導入・活用・連携による付加価値向上  【補足】お客様情報・装置データのデジタルプラットフォームを構築し活用する。  2. 価値あるモノづくり体制の構築  【補足】3 次元設計の推進を通して、全ての工程でデジタルデータを有効活用する。  3. 予知・予防保全サービスによる新たな付加価値の提供  【補足】装置の様々な稼働データを、分析することで故障を事前に予知できる仕組みを構築し、支援できる仕組みを構築する。  4. 社内システムの再構築  【補足】クラウドシステムを活用することで、データの共有やアクセスの容易化、セキュリティ対策の強化が図れる。  5. 人材育成と業務オペレーションの変革  【補足】デジタル技術を活用し、社内外での文書のデジタル化・ペーパーレス化を進め、業務プロセスの自動化を推進する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：会社情報／当社におけるDX戦略について  ３戦略を効果的に進めるための体制 | | 記載内容抜粋 | 1. DX戦略を推進するため、DX推進室を設置し、代表取締役社長を統括責任者、DX推進室長を実務責任者とします。 2. DX推進室は全社横断的な部門とし、また伴走型DXコンサルティングとも連携し、デジタル技術を活用し、全部門の業務上の生産性向上と、必要な人材教育を確実に進めます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：会社情報／当社におけるDX戦略について  ４DX推進への具体的方策 | | 記載内容抜粋 | DX推進にあたっては、現状の課題、今後の方向性を常に精査し、デジタル技術とデータ活用を念頭に、情報格差を排除し、シームレスに情報が流れ、効率的に業務が行えるよう、積極的に推進します。  【補足】  ◆用途や重要性に応じた適正なシステムを選定することでシステム全体の最適化とコスト減を狙う。  ◆部分的に置換を行うことで移行リスクも最小限に抑えながらレガシィの仕組みからの脱却を目指し、フレキシブルなIT運用を実現する。  ◆運用も内製やサービス活用をバランス良く混ぜることでリスク低減やコストメリットを生む。  ◆システムのグランドデザインをしっかりと設計することで機能性を落とさずマイクロシステム化を行う。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX戦略について | | 公表日 | 2023年　　6月　　14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに記載  公表場所：<https://www.macoho.co.jp/company/dx.html>  記載箇所：会社情報／当社におけるDX戦略について  ５戦略の達成状況に係る指標の決定 | | 記載内容抜粋 | DX推進による革新的な顧客体験創出や業務改善の指標として、下記KPIを設定し、継続的な改善を進めます。   1. 1人当たりの付加価値労働生産性をDX推進に関するKPIとします。 2. DX推進にかかる改善の取り組みは「改善提案」として提出し、改善効果を明確化し、情報を共有することで、更なる改善に繋げます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　　6月　　14日 | | 発信方法 | 1. 「当社におけるDX戦略について」を、当社HPの「会社情報／当社におけるDX戦略について」欄にて情報発信。   <https://www.macoho.co.jp/company/dx.html>   1. DX戦略の推進状況を、当社HPのトップページ「お知らせ」を利用し、代表取締役が情報を発信。   <https://www.macoho.co.jp/topics.html> | | 発信内容 | 1. 取締役社長名義で、当社のDX方針と戦略について「当社におけるDX戦略について」を発信。 2. DX戦略の推進状況として、上記①で示したDX方針と戦略を策定、公開した旨を情報発信。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　11月頃　～　2025年　　2月頃 | | 実施内容 | 1. 「DX 推進指標」による自己分析を行い、IPA の自己診断結果入力サイトより提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　01月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき、情報セキュリティ基本方針を制定し、二つ星の宣言を当社HPにて公表しております。  <https://www.macoho.co.jp/company/policies.html> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。